

## ◆ビックカメラ Suica カード特約

### 第 1 条(名称)

株式会社ビックカメラ(以下「甲」といいます。)、株式会社ビューカード(以下「乙」といいます。 )及び東日本旅客鉄道株式会社(以下「丙」といいます。 )は提携してビックカメラ Suica カード(以下「本カード」といいます。 )を発行します。

### 第 2 条(会員)

会員とは、甲のビックポイントカードご利用規約(以下「甲規約」といいます。 )、乙のビューカード会員規約(以下「乙規約」といいます。 )及び丙の Suica に関する特約(以下「丙規約」といいます。 )及び本特約を承認のうえ、甲、乙及び丙(以下「各社」といいます。 )に入会申込みをされ、各社が入会を認められた方をいいます。

### 第 3 条(カードの発行)

1. 乙及び丙は、会員に本カードを発行し、貸与するものとします。
2. 本カードは、一定期間ご利用がない場合もしくは年会費のお支払いがない場合、有効期限到来時に更新カードを発行いたしません。

### 第 4 条(会員資格の喪失)

1. 甲は、会員が甲の会員資格を有する者として不適格であると判断した場合、何らの通知なくして甲の会員資格のみを喪失させることがあります。
2. 会員が前項により甲の会員資格を喪失した場合、乙は当該会員の乙の会員資格を取り消すこと、丙は丙規約に定めるICカード乗車券の機能を無効とすることができるものとします。
3. 会員は、前 2 項により甲及び乙の会員資格を取り消された場合、本カード会員資格を喪失するものとします。
4. 第 2 項及び第 3 項に基づき、乙が本カードの返還を求めた時は、会員は速やかにこれに応じるものとします。
5. 会員は、乙規約に基づき乙の会員資格を取り消された場合、本カード会員資格を喪失するものとします。ただし、会員が所定の手続きにより甲にビックポイントカードの再発行を申し込んだ場合、甲はビックポイントカードを再発行できるものとします。

### 第 5 条(届出事項の変更)

会員は、各社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、電子メールアドレス、口座番号等について変更があった場合には、速やかに乙へ届け出るものとし、乙はその内容を甲に送付することとします。

### 第 6 条(本特約の変更)

1. 本特約が変更され、甲、乙または丙よりその内容を通知または告知した後に、会員が本カードをご利用された場合、会員は本特約の改定を承認したものとみなします。
2. 本特約の変更は、甲規約、乙規約及び丙規約に影響を及ぼすものではありません。

### 第 7 条(本特約の効力)

本特約は、甲規約、乙規約及び丙規約に対する特約であり、甲規約、乙規約または丙規約と重複する条項については本特約を優先することとします。また、本特約に定めのない事項については、甲規約、乙規約または丙規約が適用されるものとします。

## 個人情報の取得・保有・利用に関する同意条項

### 第 8 条(個人情報の取得、保有、利用、委託)

1. 会員及び入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」といいます。)は、下表に示す利用目的のため、会員等の以下の i) ~ iii) の情報を甲が必要な保護措置を講じたうえで取得、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社ビックカメラ	①カードの機能、カード付帯サービス、特典等の提供	i) ii) iii)	東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル5階  TEL 03-5396-0707 <a href="https://www.biccamera.co.jp/">https://www.biccamera.co.jp/</a>
	②甲が営む事業における商品・サービスに関する市場調査、研究開発、アフターサービス、優遇サービスの提供及び DM・電子メールその他の方法による営業案内	i) ii) iii)	
(共同して利用する者(共同利用会社)の範囲)甲のホームページ等に記載されている甲のグループ会社	③甲の共同利用会社が営む事業における商品・サービスに関する市場調査、研究開発、アフターサービス、優遇サービスの提供及び DM・電子メールその他の方法による営業案内	i) ii) iii)	甲及び甲のグループ会社の事業内容は上記ホームページでお知らせします

- i) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、緊急時の連絡先、電子メールアドレス等、会員等が入会申込時に届け出た事項及び入会後に届け出た事項
- ii) 入会申込日、入会承認日、カード番号等、会員等の本カードの契約に関する事項
- iii) 会員のカードの利用内容

2. 甲及び甲の共同利用会社は、第 1 項表中「利用目的③」により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記目的以外には利用しないものとします。個人情報の管理についての責任者は下記の者となります。

個人情報保護管理者:株式会社ビックカメラ

3. 会員等は、甲の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。

### 第 9 条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、甲に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
2. 会員等は、甲が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、本特約の末尾に記載の甲の個人情報お問合せ窓口へ連絡するものとします。開示請求手続き(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、所定の方法(甲ホームページ等)によってお知らせしております。
3. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲は、速やかに訂正又は削除に応じます。

### 第 10 条(案内印刷物の送付等の中止の申し出)

会員は、第 8 条第 1 項において定める案内印刷物の送付等の中止を甲に申し出ることができます。ただし、ご利用代金明細書送付時及びカード送付時に同時にお送りする案内印刷物等は除きます。なお、本条に関する申し出は本特約の末尾に記載の個人情報お問合せ窓口へ連絡するものとします。

す。

## <お問い合わせ窓口>

ビックカメラグループに対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社ビックカメラ 個人情報お問い合わせ窓口

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル5階

TEL 03-5396-0707

E-Mail bic-info@biccamera.com

---

## ◆ビックカメラ Suica カードご利用特約

### 第1条(目的)

本特約は、株式会社ビックカメラ(以下「甲」といいます。)、株式会社ビューカード(以下「乙」といいます。 )及び東日本旅客鉄道株式会社(以下「丙」といいます。 )との提携により発行する「ビックカメラ Suica カード」(以下「本カード」といいます。 )の利用に際し、甲及び甲のホームページに記載されているグループ会社(以下「甲グループ」といいます。 )が会員に提供する特典を定めたものです。

### 第2条(特典)

#### 1. サービスポイント

会員が本カードにより甲グループ及び乙会員規約第25条に定める加盟店(以下「他の加盟店」といいます。 )で信用販売を受ける商品・役務等の購入金額について、甲グループ所定の率で甲のサービスポイント(以下「ポイント」といいます。 )を付与します。ただし、ご利用代金にはキャッシングサービス、各種ローン、カード年会費、保険掛け金その他所定のものは含まれないものとします。

#### 2. ポイントの付与日

甲グループでのお買い物に対するポイントはお支払いの都度付与しますが、他の加盟店でのクレジットご利用によるポイントは、毎月5日に乙所定の方法により締め切られたカードご利用代金に応じ、甲グループの定める日に付与します。

#### 3. 盗難・紛失時におけるポイントの補償

- (1) 甲は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難等」といいます。 )により第三者に不正に使用され、甲規約に基づき、本カードに蓄えられたポイントが物品との引換えまたは支払いの一部への充当として使用された場合、以下の定めに従い、不正に使用されたポイント数と同数のポイントを会員に再発行するものとします。
- (2) 前項により再発行されるポイントは、年間10万ポイントを限度とします。ただし、1回の紛失・盗難等により不正使用されたポイントのうち、3,000ポイントまでは免責とさせていただきますので、甲から再発行されるポイントは、紛失・盗難時のポイント数から3,000ポイントを控除したポイント数となります。尚、以下の場合、甲は免責されるものとします。

①会員の故意または重大な過失による場合

②会員の家族、同居人、留守人等が関与した紛失、盗難等の場合

③甲が会員から紛失、盗難等の通知を受理した日の前日から7日前の日以前に生じた損害

④戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失、盗難等が生じた場合

- ⑤本規約、乙規約又は丙規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
  - ⑥会員が甲の請求する書類を提出しなかった場合または提出した書類に不正の表示をした場合
  - ⑦会員がカードの紛失、盗難に関する事実、被害状況の調査の協力をしない場合
- (3) 盗難・紛失時の届出手続きは、乙規約第 14 条の定めに従うものとします。

### 第 3 条(ビックポイントカードとの連動)

本カードと、別途甲規約に基づいて発行する「ビックポイントカード」は、会員が指定した場合には、ポイントの付与及びご使用のサービスを共有できるものとします。この場合、会員は本カードの申込の際にサービスを共有するビックポイントカード番号を指定するものとし、甲グループは必要な確認を行った上で両カードの連動を可能とします。

### 第 4 条(特典及びサービスの利用)

会員は、本特約に基づく特典または甲グループが定める特典及びサービスを受ける場合、甲グループ所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第 5 条(退会後のポイント)

会員が本カード退会時に有効なポイント残高がある場合は、第 3 条で連動しているビックポイントカードにより、ポイントの特典を受けることができます。なお、ビックポイントカードに未加入の場合は、新規加入して頂くことにより有効ポイントをビックポイントカードに移管できます。

### 第 6 条(ビックポイントカードご利用規約の準用)

本特約に規定する以外の事項については、甲規約の規定を適用するものとします。